

マイナンバーカードの健康保険証の利用方法

①本人確認

- 暗証番号(4桁)又は、顔認証で本人確認。
- ※暗証番号は3回・顔認証は10回、間違えてしまうとマイナンバーがロックされてしまいます。当院ではロックの解除は出来かねます。市役所で暗証番号の再設定をお願い致します。

②健康保険証利用の申込

- マイナンバーを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申し込みが必要です。(生涯1回のみ)
- 当院の「1番窓口」に設置してある顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができます。



③薬剤情報／特定健診情報閲覧に係る同意

診療情報を提供することで...

- マイナンバーで受診すると、ご本人が同意をすれば、今までに使った薬の正確な情報や、過去の特定健診結果を、医師・薬剤師等と共有することができます。

限度額適応認定証等の情報に係る同意

- 高額な医療注射・処置・手術・入院をする予定がある方は「高額療養費制度を利用します」を押してください。

④取り込み

- マイナンバーの操作が終わりましたら窓口スタッフにお声かけ下さい。

詳しくは厚生労働省のページをご覧ください。(外部ページ)
www.mhlw.go.jp/content/12400000/001220951.mp4